

# 茅ヶ崎台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定  
(令和4年3月25日改定)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

子どもは誰でも、学校で、安心して安全に豊かな教育を受ける権利をもっている。いじめはその本質を崩し、人間として絶対許されない重大な人権侵害である。本校では友だち同士のコミュニケーションの不器用さが児童のストレスサーとなっているように感じる。こうしたストレスサー（ストレスをもたらす要因）を緩和したり、ストレスがあっても行為に及ばないよう規範意識を高めたりするために、全職員で協力し、以下の3点を重点として取組を進める。

- ① 授業改善や適切な人間関係を確立させる支援・指導を行うことでいじめを起こさない学校風土を作っていく（いじめの未然防止）。
- ② いじめに対する教職員の資質向上を図りつつ、いじめの兆候を見逃さない体制づくりをしていく（早期発見・早期対応）。
- ③ 発見された事実に対して迅速に、組織的に対応をする（適切な対処・措置）。

### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

前項で述べた基本的な方向性、①いじめの未然防止②早期発見・早期対応③適切な対処・措置を進めていくことで、本校の人権教育目標である、「自分や周囲の人の人権を守り、自尊感情や思いやりの心、認め合う態度を身に付けた子どもを育てる」を達成し、いじめのない学校をめざしていくことを目的とする。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置（横浜市基本方針P7参照）

本校のいじめ問題に対する中心的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。この組織の構成員は、管理職、児童支援専任教諭、養護教諭、児童支援委員会、その他関係職員とし、必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 役割

いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行うこととする。

- ・いじめに関する情報の収集や記録，対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・重大事態が起こった場合は，この組織が中核となって調査を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成を行う。
- ・本校基本方針の見直し，本校で定めた取組が計画的に進んでいるかのチェック，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなどのP D C Aサイクルでの検証を行う。

### (3) 年間計画

毎月1回全児童を対象に「学校生活アンケート」の実施と，必要に応じた面接を実施  
情報モラル教育や講習会，高学年や保護者に向けての啓発活動の実施

- 4月 「茅ヶ崎台小学校基本方針」を全職員で共通理解
- 4～3月 「人との関わり」についての道徳を全校で実施
- 7月 保護者対象の個人面談  
第一回横浜プログラムアセスメントによる児童の実態の把握
- 7，8月 いじめや特別支援をテーマにした職員研修
- 11月 児童を対象に人権週間の取組
- 12月 いじめ解決一斉キャンペーン（全市一斉アンケート）の実施  
保護者対象の教育相談
- 1月 第二回横浜プログラムアセスメントによる児童の実態の把握
- 3月 「茅ヶ崎小台学校基本方針」のふりかえり

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

### (1) 「いじめの未然防止」にむけて（横浜市基本方針P5，8）

未然防止の基本は，すべての児童が安心，安全に学校生活を送ることができ，規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学級，学校をつくることから始まる。そこで，全職員で「居場所づくり」と「絆づくり」をキーワードとして取り組んでいく。

- ① 教職員は，誰もが分かる授業を展開し，一人ひとりの基礎基本の力を高める。
- ② 教職員は，「茅ヶ崎台学習ルール」を徹底し，児童に規則正しい態度を身に付けさせる。
- ③ 教職員は，研修や研究，横浜プログラムなどを活用しながら，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫するよう努める。
- ④ 教職員は，特別の教科「道徳」を充実させ，児童の道徳的实践力を育てる。
- ⑤ 学校は，なかよし学年交流や交歓給食，なかよし集会などの異学年交流を通して，子ども同士の関わりを広げ，児童の自己理解や他者理解を深める。
- ⑥ 学校は，いじめへの対応についての研修を年2回行い，教職員の資質向上を図る。
- ⑦ 教職員は，自らの言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方について細心の注意を払う。
- ⑧ 学校は，人権週間でいじめについての取組をすることで，いじめはいけないという児童一人ひと

りの意識を高める。

- ⑨ 学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育や講習会、高学年や保護者に向けての啓発活動を行う。

## (2) 「早期発見」にむけて（横浜市基本方針P 5, 8）

基本的な考え方として、1 児童の些細な変化に気付くこと、2 気付いた情報を確実に共有すること、3（情報に基づき）速やかに対応することとし、「早期認知」「早期対応」をキーワードとして全職員で取り組んでいく。（3については、次項に記入。）

- ① 担任は、児童の気になる変化、遊びやふざけに見えるものの気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモに取るよう心がける。
- ② 教職員は、毎月の学年研で、児童の様子についての情報交換を行い、学年で情報を共有する。
- ③ 担任は、朝の会を大切にし、一人ひとりの様子を見取る。
- ④ 児童支援専任教諭と養護教諭は、密に情報交換をし、気になる児童を把握する。
- ⑤ 担任は、毎月「学校生活アンケート」12月に「全市一斉アンケート」を取り、それに基づいて児童と面談をする。
- ⑥ 学校は、カウンセラーの存在と訪問日を児童、保護者に知らせ、気軽に相談できるようにする。
- ⑦ 学校は、保護者・地域の方の安全パトロールが児童の登下校を見守る際に、気になる行為についての情報を伝達してもらうようにする。
- ⑧ 教職員は、朝の門当番にて児童の登校を見守るとともに、気にかかる行為の発見に努める。
- ⑨ 教職員は、月1回の「子ども安全の日」を利用して児童の下校を見守るとともに、気にかかる行為の発見に努める。
- ⑩ 委員会、クラブ、教科分担制などにおいて、担任だけでなく多くの教職員で一人の児童を多面的に捉えて評価するとともに、気にかかる行為についての発見に努める。
- ⑪ 横浜プログラムを活用して児童のアセスメントを行い、自分づくり、仲間づくりを行う。

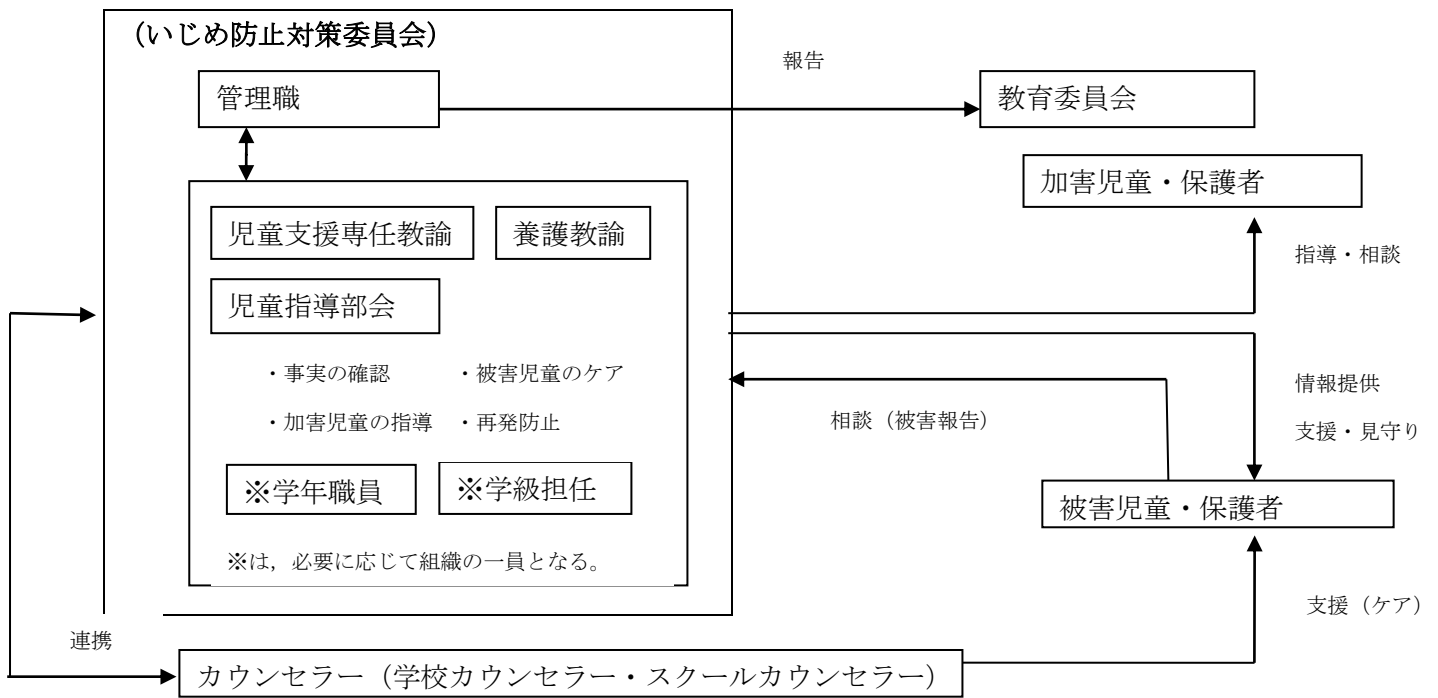
## (3) いじめに対する措置（横浜市基本方針P 5, 9）

本校は、いじめと思わしき事態が発生した場合、学校長の指示のもと速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集し、この組織が中心となって、事実の確認・被害児童のケア・加害児童の指導・再発防止などの問題の解消を進めていく。

## (4) いじめの解消（横浜市基本方針P 14）

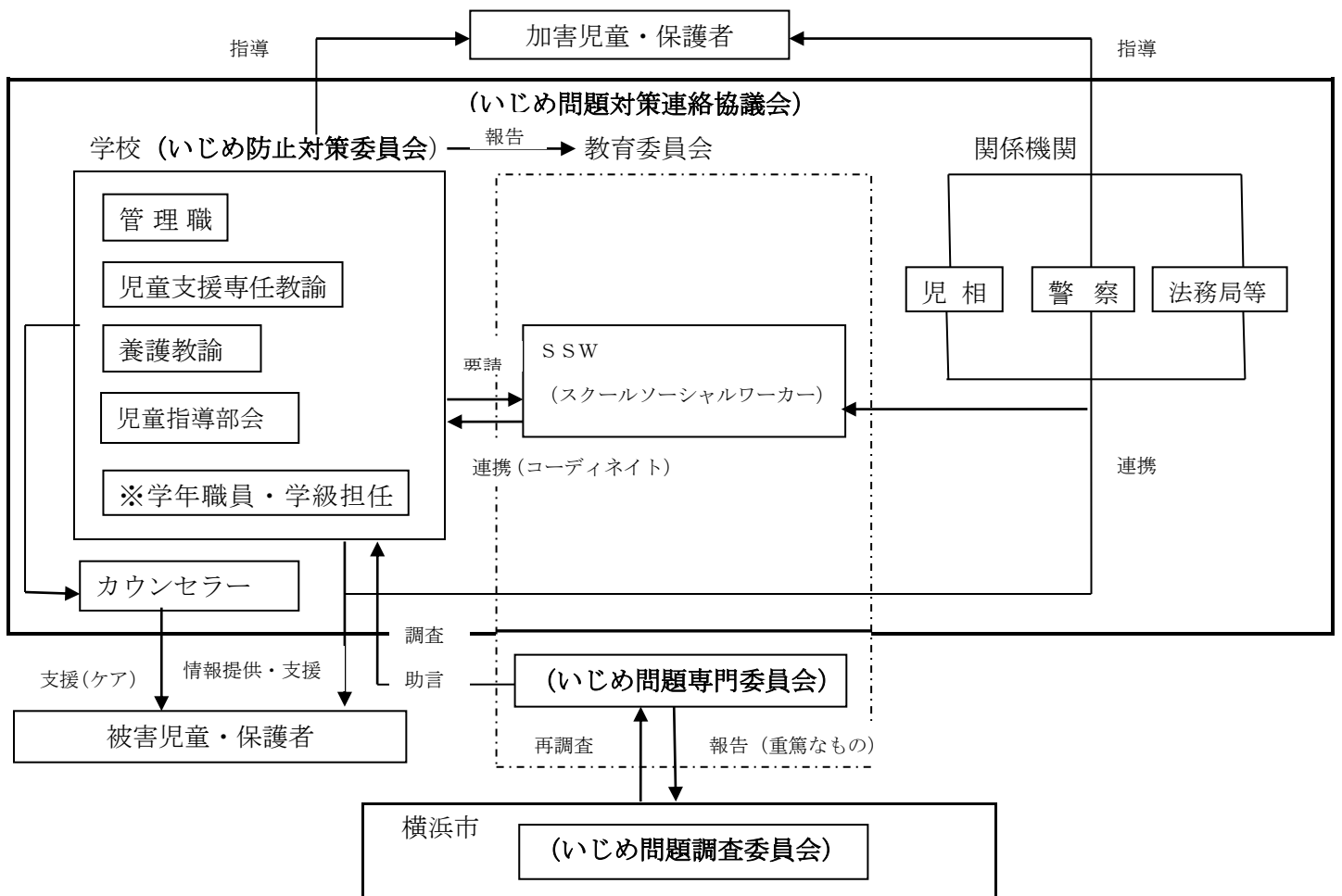
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。



また、下記の行為があった場合は、他機関と連携し、対応していく。

- ① 犯罪行為であると認めるときは、都筑警察署と連携して対処する。
- ② 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、都筑警察署に通報し、適切に援助を受ける。また、教育委員会等の関係機関と連携し、問題の対処に当たる。



#### (5) 研修等の実施

いじめに対する危機意識を高め、些細な児童の変化に気づける教職員になるために、「いじめの防止、対応」をテーマにした校内研修を行う（横浜プログラムを活用した研修）。また、特別な配慮を要する児童への理解、対応についての研修も行い、様々な児童の理解に努めるとともに、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないような指導の在り方を身に付ける。

#### (6) 学校運営協議会等の活用

児童の健全な育成をめざして、学校だけでなく、保護者や地域の方々の力も借りていく。その一つとして、『まち』とともに歩む学校づくり懇話会』では、いじめの問題等学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。また、「茅ヶ崎中学校区学校・家庭・地域連携事業」にて、児童の気にかかる行為や配慮を要する児童についての情報を共有し、登下校や放課後、休日などの学校外での支援や見守りをお願いする。

### 4 重大事態への対処

重大事態とは、国の「いじめ防止対策推進法」市の「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、下記のことをいう。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- いじめにより児童生徒が自殺を企図した場合
- いじめにより身体に重大な傷害を負った場合
- いじめにより金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」

- 「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する。
- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査

これらいじめによる重大事態と思われる案件が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告する。そして、「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた無記名アンケートや面接などの調査を行い、調査結果を教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者に対しても、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

### 5 その他

この基本方針が適切に行われているか、加除修正の必要がないかの確認は、いじめ防止対策委員会が行う。また必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。

<いじめを受けている・発見したとの連絡があった場合の対応の流れ>

